

掲載日：2011年3月1日

# 神奈川県国民保護協議会の会議記録

様式 3

## 会 議 記 録

次の（審議会）協議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会
開催日時	平成17年8月19日(金) 13:35～14:40
開催場所	県災害対策本部室（県庁第二分庁舎 6 階）
出席者 ※ 会長等◎ 副会長等○	◎松沢成文、(代)藤木今朝司、(代)関水寛之、(代)長澤安純、土屋哲郎、(代)小澤 勇、(代)宮沢康朝、○大木宏之、(代)安室和行、(代)福本茂伸、石田 稔、村山正和、土屋侯保、米岡幸男、(代)福元幸徳、吉田 紀、田中忠一、(代)岩田久志、藤田 昇、山川浩之、堀 康紀、井上 進、岡田昭彦、吉国浩二、嶋村尚美、高梨成子  ※ (代) は代理出席者
次回開催予定日	未定
問い合わせ先	所属名、担当者名 災害消防課、仙田 電話番号 045-210-3444 メールアドレス <a href="mailto:saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp">saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp</a>
会議記録	発言記録
内容	〔開会〕 司会（酒井安全防災局副局長） 私、本日の司会を務めます安全防災局副局長の酒井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会は、前回の協議会において公開で行うことといたしました。本日もそのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) 司会（酒井安全防災局副局長） それでは公開とさせていただきます。開会に先立ちましてご報告申し上げます。本協議会は、神奈川県国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の開催には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員26人中、現在、25人の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 〔委員等紹介〕 司会（酒井安全防災局副局長） ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。開会にあたり、神奈川県国民保護協議会会長であります、松沢神奈川県知事からごあいさつ申し上げます。 〔あいさつ〕 会長 皆さま、ご苦労様でございます。県知事の松沢成文でございます。 本日は、たいへんお忙しい中、神奈川県国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろから、防災行政をはじめ、県政全般にわたり、ひとかたならぬお力添えをいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。 さて、近年の世界情勢をしてみると、世界的な規模の武力紛争が発生する可能性は低下していると思われませんが、米国やスペイン・マドリード、そして、イギリス・ロンドンにおける同時爆破テロなど、世界各地でテロが発生しており、このような脅威への対応は喫緊の課題となっております。 こうした中、昨年、国民保護法が施行されまして、神奈川県は、武力攻撃事態や大規模テロ発生の際に、県民の生命を守り、被害を最小限にとどめるための避難措置や、救援など、大変重要な役割を担うことになりました。県民の安全・安心の確保は、県政の最重要課題であります。万が一、武力攻撃事態などが発生した場合に、円滑かつ的確に県民を保護するための措置を行うことができるよう、実効性のある計画を作成し、平素から備えを万全なものにしておくことが、たいへん重要であると考えております。 本日は、神奈川県国民保護計画案について、ご審議をお願いすることとなっております。本年3月の第1回協議会でご審議いただいた作成方針に基づき、関係機関のご意見を伺いながら、案を作成してまいりました。

どうか、委員の皆様、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、県民の安全・安心を守るため、実効性の高い国民保護計画が策定できますよう、お力添えをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

司会（酒井安全防災局副局長）

この会議の議長は、条例第4条第1項の規定により、神奈川県国民保護協議会の会長が議長となるとされており、会長に議長をお願いしたいと思います。

会長

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。次第の2の各種事態における態様についてでございます。武力攻撃の類型について、陸上自衛隊第31普通科連隊長であります土屋委員からご説明をいただきます。土屋委員、よろしくお願いいたします。

〔各種事態における態様について〕

土屋哲郎委員

ただ今から、各種事態における態様についてということで国民保護計画に想定されており、まず敵の武力攻撃の要領についてご説明を申し上げます。説明項目は4項目、「本格的な着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「NBC攻撃」「航空攻撃」であります。

まず、本格的な着上陸侵攻についてであります。日本は四周を海に囲まれておりますので、日本に侵攻する場合は必ず海上からの着上陸侵攻から開始されるものであります。これは、本格的な着上陸侵攻の一例であります。まず敵は、洋上において海上自衛隊及び航空自衛隊と戦いつつ本土に接近し、海上から航空攻撃及び艦隊の砲撃等により我の地上部隊を制圧し無力化を図ります。湾岸戦争におきましては米軍は約1ヶ月余の地上制圧を行っております。この際の攻撃目標は、軍事目標のほか政治の中核施設、軍事工場、飛行場、インフラの設備等が考えられます。続いて敵は主として我が地上部隊を制圧しつつ、海岸付近の機雷を処理し、逐次上陸揚陸艇等により部隊を上陸させます。通常、上陸部隊は部隊装備品等を安全確実に揚陸し、事後の作戦準備をするための地域、すなわち海岸堡というものをも確保いたします。海岸に上陸いたしますと、敵は上陸部隊の攻撃に連携し、我の後方地域に空挺、あるいはヘリボーン部隊を降着させ、前と後ろから挟み撃ちにして海岸堡あるいは重要目標の早期奪取を図ります。本格的な着上陸侵攻の際の当初の戦場となる地域のまったくの一例であります。神奈川県は湘南地域に着上陸すると想定した場合、正面は藤沢市から大磯二宮一帯まで、縦深は厚木市、相模原市、大和市一帯を含んだ地域が見積もられます。この後、さらに、本格的に内陸侵攻ということになります。

次にゲリラや特殊部隊による攻撃について説明いたします。ゲリラや特殊部隊による攻撃の様相として大きく3つの攻撃様相が考えられます。まず第一は小規模分散型の侵攻であります。これらは原発の破壊、要人の拉致、国家中枢等の破壊、NBC攻撃による擾乱などを少数の人間をもって、分散し、各個に攻撃をする要領であります。第二に、大規模広域型の侵攻であります。当初、工作母船により接近をし、事後、多用途機や潜水艦等により広域に隠密に侵入し、原発、インフラ施設、行政機関等を目標として、全国規模の同時多発的に攻撃する要領であります。第三は、変幻自在の攻撃というものであります。これは、工作母船、多用途機、滑空、潜水艦等多様な方法により侵入する形態であります。行政施設等に対する攻撃を例に取りますと、潜入したときは集合点、あるいは主拠点、集合点から主拠点を潜入し、国内協力勢力と接触をし、情報交換後、攻撃目標付近に出発して、攻撃組、収集組、支援組等に分かれて、それぞれ与えられる破壊やら拉致やら援護射撃等により任務を達成し、次の行動に移って、さらにまた新たな任務で重要な施設を攻撃するという要領であります。これは、神奈川県に当てはめた一例であります。まず、山間部に拠点を設けた場合の一例であります。山北町の行政施設を攻撃すると、あくまで想定した話ですが、主拠点は丹沢山付近に設けて、いろいろな準備をし、行動に移るとなると行動拠点を大室山あるいはコーシンロッジ付近に設定をして、行動のための拠点を占領をし、山北の行政施設を攻撃をし、また拠点を引き返すという行動になります。次に市街地を拠点とした場合の占領要領です。あくまでも一例でありまして、茅ヶ崎の海から潜入をして横浜地域を攻撃するような場合に、どのような要領でやるかというイメージであります。集合点を茅ヶ崎地区に設け、主拠点を大船地区、ここで日本にいる協力する者と連携をして、情報を収集し、横浜等の偵察をしながら要領を考えます。実際、攻撃に移りますと、横浜周辺の行動拠点に移って、そこを拠点として横浜にある主要な目標を攻撃をし、攻撃を終了した後、拠点から大船の主拠点に戻る。そして、また、隠れるように次に山に入るかどうかはわかりませんが、そのような行動をするというのがゲリラの一般的な行動であります。

次はNBC攻撃についてであります。これは核兵器、生物兵器、化学兵器の意味であります。まず最初に核兵器であります。核兵器につきましては、投射手段は、火炮やロケット、ミサイル、航空機、であります。その効果は、爆風、熱線、及び放射線でありまして、瞬時に大量の人的損害を与え、火災を発生させるとともに、放射能による汚染地域を構成いたします。核攻撃を受けた場合の対処につきましては、まず警戒あるいは立入禁止区域、これを設定いたします。これとともに被災住民の救助、及び除染、応急治療等を行う必要があります。次に、核弾頭によります効果の規模の尺度であります。長崎に落とされたものと同程度の爆弾が横浜スタジアム上空で爆発したという想定をした場合、爆風の効果ですが、みなとみらいから外人墓地付近の約2キロの半径で大損害が起きます。また、横浜駅から根岸の約3キロ強の半径で部分的な損害が予想されます。放射能効果は半

径約2キロの範囲が危険となります。熱線の効果ですが、爆風と同様に半径約3キロ強の範囲がやけど等の危険範囲となります。

化学兵器は、神経剤、びらん剤、窒息剤などがありまして、投射手段は火炮、ロケット、ミサイル、航空攻撃等で散布するものであります。化学攻撃を受けた場合の対処につきましては、核兵器と同様、警戒（立入禁止）区域の設定、被災住民の救助、除染、応急治療等を実施する必要があります。化学弾頭による効果の尺度であります。約550キロのソマンという薬剤を東の風、風速5メートルで散布された場合の影響についてであります。ソマンというのはサリンと同程度の作用があるものでありまして、県庁が起爆地点と仮定いたしますと約1キロ先の宮川町付近までが死亡者が発生し、約4キロ先の久保町から天王町にかけて被害が及ぶおそれがあります。

次に生物兵器についてであります。生物兵器は、細菌、ウイルス、毒素等を火炮、ロケット、ミサイル、航空攻撃等により散布するか、あるいは潜入員等が、散布するという方法があります。散布方法はエアロゾルという霧状にして広域に広がらせる方法がありまして、霧状にして広範囲に散布させることによって被害を拡大させるものであります。目標は住宅地や水源や補給施設等に対して予想されます。生物攻撃がされた場合の対処につきましては、今までと同様、警戒区域を設定し、被災民を救出し、除染、応急治療等をする必要がございます。生物剤で霧状にして噴霧した場合の影響でありますけど、炭そ菌約500リットルを風速2.2メートルで散布した場合の効果について、一例で示したものであります。県庁付近を起点とした場合につきましては25キロ先の厚木市まで死亡率の高い肺型の炭そ病の発生の可能性があります。また、皮膚型の発病につきましては35キロ先の伊勢原市まで及ぶ可能性がある、相当広大に渡って広がって行くことが予想されます。

最後に航空攻撃についてであります。航空攻撃につきましては、単独及びその他の攻撃に連携して行うものでありまして、対レーダーミサイルで我のレーダーを破壊するもの、あるいは、戦闘爆撃機で中短距離区域まで侵入して、空対地ミサイルで地方の中核都市の重要施設の攻撃をするもの、あるいは長距離空対地ミサイル攻撃を多用して、我の防空壕やら重要施設を破壊するというような要領が考えられます。

以上で国民保護計画にあります各種事態の実際的な要領あるいはイメージというものにつきましてご説明申し上げました。

会長

土屋委員、どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

（質問なし）

〔神奈川県国民保護計画素案(案)について〕

会長

それでは、質問はないようでございますので、議事を進めさせていただきます。次に、次第3 神奈川県国民保護計画素案(案)についてを議題といたします。事務局から資料に基づきまして、説明をいたします。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

事務局、県安全防災局の清水でございます。よろしくお願いたします。資料2をご覧ください。神奈川県国民保護計画素案(案)でございます。95ページに渡るものでございますので、資料4で計画の位置付けや基本的な考え方を説明させていただきます、その後に、資料3に基づき概要を説明させていただきます。

資料4 神奈川県国民保護計画素案(案)についてをご覧ください。

1ページをお開き願います。国民保護法における県の国民保護計画の位置付けでございます。上段の左側国民保護法という囲みをご覧ください。国民保護法は、昨年、平成16年9月17日に施行されました。その内容でございますが、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的にしております、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援等の措置について規定したものでございます。また、国民保護法において、知事は、国民の保護に関する計画を作成しなければならないと規定されております。上段の右側の囲みをご覧ください。国民の保護に関する基本指針でございます。基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最上位に位置するものでございまして、この3月25日に閣議決定されました。その内容でございますが、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵襲」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置が記載されております。県は、この基本指針に基づきまして、国民保護計画を作成することとなります。下の段をご覧ください。市町村及び指定地方公共機関は、県の計画に基づきまして、それぞれ計画あるいは業務計画を18年度中に作成するとされております。

左側、見開きのページをご覧ください。左側の2つ目の丸に、計画作成の流れを記載しております。まず、神奈川県国民保護計画検討会議におきまして、関係機関と調整し、本日お示しいたしました計画素案の案を作成してまいりました。本日の協議会におきまして、この計画素案の案をご審議いただきまして、取りまとめた結果を、計画素案とし、ページの右側でございますが、パブリックコメントを行い、県民の皆様のご意見を求めたいと考えております。パブリックコメントの意見を踏まえ、計画案を作成し、その時点で協議会に正式に諮問いたしまして、ご審議の上、答申をいただきたいと考えております。その後、内閣総理大臣協議、県議会報告、公表を行います。

2ページをお開き願います。県国民保護計画作成にあたっての留意点でございます。1つ目は、実効性のある計画の作成でございます。いままでの災害対策で培ったノウハウで、国民保護措置においても活用できるものにつきましては、活用していくとともに、今後の検証や訓練の成果等を踏まえ計画の見直しを実施してまいります。2つ目は、多様な意見を踏まえた計画の作成でございます。計画作成に当たりましては、先ほどご説明申し上げましたが、神奈川県国民保護計画検討会議において、調整をおこなってまいりました。左側、見開きのページをご覧ください。検討会議につきましては、(1)でございますとおり、関係機関に意見照会を行い、(2)でございますが、市町村、指定地方公共機関等と意見交換を行い、数多くのご意見を取り入れて、本日提示した計画素案の案を作成いたしました。また、右側その他の状況でございますとおり、検討会議以外でも、県と市町村との意見交換会や県市町村連絡調整会議を開催するなど、国民保護について広く意見交換を行ってきたところでございます。関係機関からの主な意見とその対応につきましては、後ほど説明させていただきますが、今後も、パブリックコメント等により県民の皆様からご意見をいただくなど、多様な意見を踏まえて計画を作成してまいります。

2ページにお戻り願います。3つ目は、本県の地域特性への配慮でございます。本県の地域特性でございますが、在日米軍や自衛隊の施設、都市化、人口の過密化が進行した大都市、京浜臨海部における石油コンビナート施設等の存在等に特に配慮してまいります。地域特性につきましては、後ほど、説明をさせていただきます。

3ページをお開き願います。県国民保護計画素案の案の構成でございます。計画本体を全5編で、加えまして別冊の資料編で構成することを考えております。左側、上段の囲みをご覧ください。第1編総論では、国民保護措置に関する基本方針や、県の地理的、社会的特徴、県計画で対象とする武力攻撃事態等について記述しております。その下、第2編では平素からの備えや予防として、県における組織・体制の整備や、避難及び救援に関する平素からの備え、生活関連等施設の把握等について記述しております。右側、上段、第3編では武力攻撃事態等への対処として、県対策本部の設置、警報の通知、避難住民等の救援等に関し、その内容、方法を記述しております。第4編は復旧等でございますが、応急の復旧や、国民保護措置に要した費用の支弁等を記述しております。第5編は緊急対処事態への対処でございます。基本的には、大規模テロ等の緊急対処事態の対処につきましては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを記述しております。一番下の、別冊、資料編につきましては、本日は項目しか用意しておりませんが、関係機関の連絡先、協定等を記載していくことを予定しております。

4ページをお開き願います。地域特性への配慮でございます。ここでは、地域特性ごとに、その特徴と、計画素案の案における記述内容を記載しております。1つ目は、在日米軍や自衛隊の施設でございます。特徴といたしましては、本県には、在日米軍の施設が16か所あり、多くの施設が、人口の密集した市街地に所在していること、また、主な自衛隊施設として、陸上自衛隊武山駐屯地、海上自衛隊横須賀基地などが所在していることがございます。下の囲みでございますが、計画素案の案におきましては、1つ目といたしまして、地元自治体と自衛隊等の関係機関で意見交換の場を設け、平素から意思疎通を図ること、2つ目といたしまして、防衛活動の拠点となる在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域におきましては、国の対策本部長が周辺道路等の利用の調整を行う場合があることに留意すること、3つ目といたしまして、在日米軍や自衛隊の施設等で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、避難措置の指示がなされる前であっても、速やかに退避の指示、警戒区域の設定等を行うこと等を記述しております。なお、記述はございませんが、現在、国の関係省庁が、在日米軍と調整する必要がある事項等について、その対応を協議しておりまして、協議結果を関係都道府県に情報提供をするということになっております。したがって、その情報提供を受けた段階で、必要な事項を追加して記述したいと考えております。

5ページをお開き願います。都市化、人口の過密化が進行した大都市でございます。特徴といたしましては、本県の人口は、約874万人で全国第3位であること、また、人口密度も、全国第3位の人口過密県であること等でございます。計画素案の案においては、1つ目といたしまして、大都市においては多数の避難住民の発生が見込まれることに留意し、平素から運送の実施体制について調整すること、2つ目といたしまして、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、連携体制を確保すること、3つ目といたしまして、帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、必要な情報提供を行い、不安や混乱状態の発生を防止すること等を記述しております。

6ページをお開き願います。京浜臨海部における石油コンビナート施設等でございます。特徴といたしましては、本県には、石油コンビナート等特別防災区域に指定されました3つの地区があることです。なお、この3つの地区の面積は、全国の特別防災区域面積のおおよそ10パーセントを占めております。計画素案の案におきましては、特定事業所等に対して、防災の施設、設備、資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理するよう平素から指導・助言を行うこと、また、武力攻撃災害の対処については、県石油コンビナート等防災計画に定めるところにより措置を行うことを基本とし、発災後速やかに石油コンビナート等現地対策本部の設置等必要な体制をとる等を記載しております。

次に資料3をご覧ください。神奈川県国民保護計画素案(案)の概要でございます。

1ページ目、第1編総論でございます。第1章では、県の責務、県が計画を作成すること、計画の対象等を記述しております。その下、第2章の国民保護措置に関する基本方針におきましては、県が国民保護措置を実施する際に特に留意すべき9つの事項を基本方針

として定めることし、その基本方針の内容をそれぞれ記述しております。9つの基本方針は、1から記載のとおりでございますが、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供等でございます。第3章は、関係機関の事務又は業務の大綱等としてそれぞれの機関が処理する事務又は業務を記述しております。第4章は、県の地理的、社会的特徴です。ここでは、国民保護措置を実施するに当たりまして、特に留意が必要な地理的、社会的特徴を記述しております。上から、地理的特徴として海に面していること、次に、社会的特徴として人口が多く、また人口過密県であること、以下、主要な道路や鉄道の状況、在日米軍基地等の状況を記述しております。また、3ページでございますが、主要なダム状況についても記述しております。

第5章では、県国民保護計画が対象とする事態として、基本指針において想定されている4種類の武力攻撃事態を対象として想定するとし、その特徴等をそれぞれ記述しております。第2編は平素からの備えや予防でございます。第1章では、県の組織・体制の整備を記述しておりまして、1つ目としては、当直体制、幹部職員の即時参集体制等により24時間即応体制を確立すること、次に、関係機関との連携体制を整備すること、特に、地域特性への配慮といたしまして、基地周辺地域における連携や大規模集客施設との連携について記述しております。以下、この章では、通信の確保、その他体制の整備や、研修、訓練について記述しております。

4ページでございます。第2章は、避難及び救援に関する平素からの備えでございます。主な内容といたしましては、1つ目として、県は、迅速に避難の指示や救援に関する措置を実施できるよう、マニュアルを整備すること、1つ飛びまして3つ目でございますが、県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑かつ迅速に行うため、運送事業者の輸送力等について把握すること、一番下でございますが県は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に利用客や付近の歩行者が一時的に留まることができましよう、大規模集客施設に対し、協力を要請すること等を記述しております。第3章は、生活関連等施設の把握等でございます。生活関連等施設の定義につきましては、囲みの中に記載してございますが、1つ目といたしましては、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものがございます。例といたしましては、発電所、駅、空港等でございます。2つ目といたしましては、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設でございます。例といたしましては、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所等でございます。記載はございませんが、生活関連等施設については、今後、所管省庁が都道府県に対して、該当する施設と施設の種別ごとに安全確保の留意点を提示することとなっております。

計画の概要に戻らせていただきます。第3章の生活関連等施設の把握等でございますが、上から、県は、県内に所在する生活関連等施設の状況を把握すること、次に、知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点等を通知するとともに、関係機関と施設の管理者との連絡網を整備すること、5ページ、6行目でございますが、県警察が、安全確保措置の実施に関し必要な助言等を行うこと等を記述しております。

以下、第4章では、生活基盤の確保に関する平素からの備えとして、県は、その管理する上下水道について、自然災害に対する予防措置を活用し、代替性の確保に努めることを、第5章では、物資及び資機材の備蓄について、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、県は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、国全体としての対応を踏まえながら、国との連携のもとで対応することを、第6章では、武力攻撃事態等において、県民の皆様は、国民保護に関する正しい知識のもと、適切に行動していただけるよう、県は、国民保護措置の重要性について、啓発を行うことを記述しております。第3編は武力攻撃事態等への対処でございます。第1章では、県は、現場からの情報等により、自らが事案の発生を把握したときは、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階におきましても、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置いたしまして、必要な初動体制を整備することを記述しております。第2章は県対策本部の設置等でございます。ここでは、知事は、内閣総理大臣から、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、直ちに知事を本部長とする県対策本部を設置することを記述しております。1枚おめくりいただきますと、以下、職員の配備、現地対策本部の設置、通信の確保等について記述しております。

第3章は関係機関との連携・協力でございます。ここでは、県は、国等の関係機関と連携を図り、措置を行うこと、また、他の都道府県、市町村等から応援の求めがあったときは、必要な応援を行うこと、さらにボランティアの支援等について記述しております。第4章は警報及び避難措置の指示等です。1の警報の通知及び伝達でございますが、フロー図をご覧ください。左上の囲みに国対策本部とございます。警報は、国の対策本部長が警報を発令するところから始まります。以下、右矢印にございますように、国から県に通知され、さらに、県から市町村に通知され、市町村が県民に伝達するというのが警報の流れでございます。また、左上の囲みに戻っていただきまして、国は、都道府県に通知するとともに指定公共機関に通知し、そのうち、放送事業者である指定公共機関が、警報を放送する、という流れになっております。以下、フロー図の流れに従い、計画に記述してございます。

7ページ、上から3つ目のポツをご覧ください。市町村長が、住民の方に警報を伝達する方法でございますが、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を

周知するものと記述しております。なお、先月、国が、国民保護に係る警報のサイレンを定めましたので、いま皆様にご紹介いたします。

(警報音を放送)

次に2の緊急通報の発令をご覧願います。先ほどの警報は、国の通知に基づくものですが、国の通知がなくても、知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、速やかに緊急通報を発令するとしております。特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃など、対処の現場から情報を得た場合に発令することを想定しております。3の避難の指示等でございますが、フロー図をご覧願います。左側の囲みでございますが、まず国の対策本部が避難措置の指示を出し、都道府県に通知します。避難措置の指示には、住民の避難が必要な地域である要避難地域と住民の避難先となる地域である避難先地域等が示されることになっております。真中の囲みでございますが、県では、この通知を受けまして、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し避難の指示を出します。また、下向きの矢印でございますが、指定公共機関及び指定地方公共機関に通知し、そのうち、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が、避難の指示の内容を放送する、という流れになっております。

ページをおめくり願います。以下、フロー図の流れに従い、計画に記述してございます。上から3つ目のボツをご覧願います。先ほどご説明いたしましたとおり、住民の避難が必要な要避難地域は国の対策本部長が定めるものですが、知事は、近接する地域の住民も避難させる必要があると判断する場合には、当該住民に対し避難を指示すると記述しております。また、次のボツでは、知事は、避難の指示に当たっては、主要な避難の経路、避難の方法を指示することを記述しております。4の避難の指示に際しての留意事項でございます。まず、(1)は、避難における地域特性等への配慮でございますが、先ほど説明いたしましたので、ここでは割愛させていただきます。

9ページ、(2)の武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項でございますが、武力攻撃事態等の類型ごとにその留意点を記載しております。アの着上陸侵攻の場合では、県の区域を越える広域的な避難を行うことが想定されますので、国全体の方針に基づきまして、避難の指示を行うことを、イのゲリラや特殊部隊による攻撃の場合では、攻撃がまさに行われている地域においては、屋内に一時避難するよう指示することを、ウの弾道ミサイル等による攻撃の場合では、近隣の堅ろうな施設等への避難を指示すること等を記述しております。

ページをおめくり願います。5の県による避難住民の誘導の支援等でございます。知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、市町村長に対して適切な支援を行うことや、特に、県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合等には、現地に県職員を派遣しまして、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行うこと等を記述しております。第5章は、救援でございます。フロー図をご覧下さい。一番左側の囲みをご覧下さい。救援は、国の対策本部から都道府県に対し救援の指示が出されることから始まります。都道府県は、医療関係者、市町村、日本赤十字社等の協力を得て、救援を実施いたします。1の救援の実施の1つ目でございますが、知事は、国の対策本部長から救援の指示を受けたときは、市町村長の補助を得て、救援を必要としている避難住民等に対し、次のアからサに掲げる救援を行うと記述しております。

11ページ、サの下でございますが、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長が行うこととする場合の手続き、日本赤十字社に委託する場合の手続き等を記述しております。2の医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項では、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合において医療活動等を実施する際に、特に留意する事項を、それぞれの場合ごとに記述しております。3の救援の際の物資の売渡し要請等では、知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、アから12ページのウに掲げた要請等を行うことができること、その場合には、公用令書を交付して行うこと、また医療の要請等を行う場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮すること等を記述しております。

第6章は、安否情報の収集・提供でございます。フロー図をご覧下さい。安否情報の収集の流れは、いままでと異なりまして、国から県、県から市町村という流れではなく、収集した安否情報を整理し、市町村は県に、県は国に報告するということになっております。また、一番下に住民という囲みがございますが、住民から照会があれば、照会された者が安否情報を回答することとなります。以下、県の安否情報の収集、報告の方法等について、記述してございます。

13ページをご覧願います。第7章は、武力攻撃災害への対処でございます。フロー図をご覧下さい。左側の囲みでございますが、武力攻撃災害の対処につきましても国の指示の下、実施することとなります。真中の囲みでございますが、県は生活関連等施設の安全確保、退避の指示等を行います。1は武力攻撃災害への対処です。1つ目でございますが、知事は、国の対策本部長からの指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずること、次に、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請すること等を記述しております。5つ目のボツは、生活関連等施設についてございまして、知事は、生活関連等施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請すること、次に、県警察は、生活関連等施設の管理者に対して、資機材の提供、職員の派遣など、必要な支援を行うこと、一番下でございますが、知事は、緊急に必要なと認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、取扱所の使

用の一時停止等を講ずべきことを命ずること等を記述しております。2は石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処等でございます。1つ目は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処についてでございますが、地域特性への配慮のところでご説明したとおりでございます。

14ページの3は応急措置等でございます。退避の指示、警戒区域の設定、消防に関する措置を記述しております。第8章では、被災情報の収集及び報告を、第9章では、保健衛生の確保に関する措置、廃棄物処理のための措置等を、第10章では、国民生活の安定に関する措置について、県は、国民生活の安定のために必要な措置を講ずること、水道事業者は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずること等を記述しております。

第11章は、交通規制でございますが、県警察は、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、必要な交通規制を行うことを記述しております。第12章は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理についてでございます。赤十字標章とは医療関係者を識別する標章でございます。資料は白黒の印刷ですが、私の後ろのスクリーンにカラーのものを映しておりますのでご覧ください。ここでは、この標章を、武力攻撃事態等において医療関係者に対し交付及び使用させることについて記述しております。次は、特殊標章等の交付等についてでございます。特殊標章とは、国民保護措置を行う者を識別する標章でございます。これも資料は白黒の印刷ですが、私の後ろのスクリーンにカラーのものを映しておりますのでご覧ください。ここでは、この標章を、武力攻撃事態等において、知事等が、国民保護措置に従事する職員等に交付及び使用させることについて記述しております。第4編は復旧等でございます。ここでは、1で応急の復旧について、2で武力攻撃災害の復旧について記述しております。なお、県は、武力攻撃災害が発生したときは、財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方針にしたがって、武力攻撃災害の復旧を実施することを記述しております。

3は、損失補償等でございます。ここでは、損失補償、実費弁償、損害補償等について記述しております。第5編は緊急対処事態への対処でございますが、県は、原則として、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処につきましては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこと等を記述しております。

次に、資料5をご覧ください。

神奈川県国民保護計画素案(案)に係る関係機関への意見照会結果でございます。

1に意見照会結果を記載しておりますが、計画素案の案を作成するにあたり、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に意見照会を実施し、計314件の意見や要望等が提出されたところでございます。

2に関係機関からの主な意見等と計画素案(案)における対応を記載しております。四角で囲んであるのが提出された意見等で、その下にございますのが、計画素案(案)における対応でございます。主なものを説明いたします。

2つ目でございますが、市町村の国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項につきましては、詳細については市町村がそれぞれの実態にあわせて定めるので、県計画においては概括的な事項を記述することとしたい、旨のご意見がございました。これにつきましては、市町村の国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項については、市町村に求める必要最小限の事項を記述することといたしました。その下でございますが、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う緊急物資の輸送においては、武器の輸送を求められないことを確認したい、旨のご意見がございました。これにつきましては、用語集に緊急物資の定義を記述することといたしました。なお、緊急物資でございますが、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材であり、武器は含まれていないことを申し添えます。

2ページでございますが、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う警報等の放送においては、放送の自律が保障されることを確認したい、旨のご意見がございました。これにつきましては、国民保護措置に関する基本方針において、放送事業者である指定公共機関等が行う国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する旨記述することといたしました。次に、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、県から避難住民や物資の運送を求められた際の、職員の安全確保に配慮して欲しい、旨のご意見がございました。これにつきましては、県は、運送事業者である指定公共機関等に対し、的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する旨記述することといたしました。

3ページでございますが、国民保護法において、救援は、県が主体となって実施するとされていることから、県の計画においては、県と市町村の役割分担を前提とせず、県が主体として実施する旨記述して欲しい、旨のご意見がございました。これにつきましては、県が主体として、市町村と連携し、救援を実施する旨記述することといたしました。以上雑駁ではございましたが関係資料の説明を終わらせていただきます。

〔意見交換〕

会長

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言を願います。

(意見なし)

会長

いかがでございますでしょうか。

(意見なし)

会長

本日、廣井委員はご欠席でございますが、あらかじめ廣井委員の方からご意見をいただいておりますので、事務局から紹介いたします。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

廣井委員のご意見をご紹介させていただきます。

神奈川県には在日米軍の施設が数多くあり、また、大規模なターミナル駅や集客施設が数多くある大都市があり、さらに、臨海部には石油コンビナート施設等が数多く立地している。計画素案(案)において、これらの地域特性に配慮していることは一定の評価ができるものである。今後、留意していただきたいこととしては、東名高速、国道1号、東海道新幹線は、複数の都県を結ぶ交通の大動脈であり、これらが武力攻撃により寸断され、使用できなくなった場合、避難経路をどうするか、また、県をまたぐ通勤通学者の避難など、広域的な視点で考えなくてはならない問題があるので、近隣都県としっかりと連携をとっていただきたい。

以上でございます。

会長

それでは、最後に専門的な見地から、高梨委員からできればご意見をいただきたいと思いますが、高梨委員、お願いしてよろしいでしょうか。

高梨委員

私は、1980年代のドイツやスイスなどで民間防衛（シビルディフェンス）の状況を調べたことがあります。その頃欧米では冷戦状況がかなり緩和されてきていることを背景に、戦争用の備えを人的災害や自然災害に転用するというデュアルユースが取り入れられていました。日本の場合、神奈川県においても、いままで培ってきた自然災害中心の備えを、逆の方向のデュアルユースに広げていかざるをえない転換点に来ているのではないかと思います。ただ、想定されている事態を何うと、従来の災害対策の想定を超えるものがあるので、基本的なところから対策を考えていかなければいけないと思いました。

廣井委員から、広域避難体制など神奈川の置かれている位置からの指摘がありましたが、広域対応にあたっては、県は横浜市や川崎市をはじめとする市町村や関係団体と十分に連携を図っていく必要があると考えます。

また、人間は想定外の緊急事態を認めたくない傾向がありますが、先ほど、いろいろな種類の武力攻撃事態の話を伺ったときに、私もそういう事態に陥りました。国や県で国民保護といっても、住民の方々、特に私のようにこういう事態を考えたくない方も多いと思います。とはいえ、国民保護法の趣旨は、万が一の場合を想定しているものなので、事前に、こういう事態もありうるということ、自分の命を守り、家族を守るため、安心安全のために考えて欲しいということ、十分に情報提供していかなければならないのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。他に委員の皆さんからご意見ございますか。

（意見なし）

会長

高梨委員、貴重なご意見ありがとうございました。

神奈川県国民保護計画につきましては、今日いただいたご意見等を踏まえまして、必要な修正を行いまして、計画素案とし、パブリックコメントを行いたいと思います。なお、修正については、会長に一任していただく、ということでもよろしいでしょうか。

（意義なしの声）

会長

ありがとうございます。ご意義がないようでございますので、本件につきましては、そのようにさせていただきます。なお、修正した計画素案につきましては、事務局から、皆様に送付させていただきます。

本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますが、関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でもございますので、国民保護全般について何でも結構でございます。もしこの際、ご意見、ご提案等がございましたら、どうぞご発言を願います。

（意見なし）

会長

ご意見ないようでございますので、これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日の会議の運営につきましては、皆様から大変ご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。それでは、進行を司会に返します。

司会（酒井安全防災局副局長）

本日はどうもありがとうございました。これもちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上